

## 矢板市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、家庭において寝具類等の衛生管理が困難な者に対し、清潔で快適な生活を支援するため、その者の寝具の丸洗い、乾燥消毒等を行うことにより、その者の生活衛生面の向上、介護者の労苦の軽減を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、矢板市とする。

### (事業の委託)

第3条 市長は、本事業の実施を、適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者に委託して行う。

### (事業の内容)

第4条 この事業により、利用対応者が寝具洗濯乾燥消毒サービスの提供を受けようとするときは、掛け布団、敷布団、毛布の3点一組を年2回を限度に助成する。ただし、敷布団はマットレスまたはエアマットに置き換えることができるものとする。1回の利用について、事業に要する経費の100分の90に相当する額を助成する。

### (利用対象者)

第5条 この事業の対象者は、矢板市に居住している者で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) ひとり暮らしの65歳以上の高齢者、又は高齢者同士の世帯で、身体的に寝具の衛生管理が困難な者
- (2) 65歳以上でおおむね6カ月以上寝たきり高齢者の属する世帯で、当該世帯員では寝具の衛生管理が困難な者
- (3) 障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当を受給している者で、当該障がい者の属する世帯の世帯員が寝具の衛生管理が困難な者

### (利用申請等)

第6条 この事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用申請書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、訪問調査等のうえ、利用の可否を決定し、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、利用を認めた者（以下「利用者」という。）について、必要な事項を寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用者台帳（別記様式第3号）に登録する。
- 4 市長は、利用者について、寝具洗濯乾燥消毒サービス事業利用依頼書により受託者に連絡するものとする。

（報告）

第7条 利用者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに市に報告しなければならない。

- (1) 入院等により、この事業の利用が必要でなくなったとき。
- (2) 住所の変更等、申請時の事情に変更が生じたとき。

（登録の抹消等）

第8条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用者登録を抹消するものとする。

- (1) 死亡又は市外へ転出したとき。
- (2) その他市長が不相当と認めるとき。

（費用）

第9条 利用者は、1回の利用について、事業に要する経費の100分の10に相当する額を負担するものとする。

- 2 利用者が負担する費用は、受託者が当該利用者から徴収するものとする。
- 3 受託者は、翌月10日までに、前月実施分の経費を実績のわかる書類を添付し、市長に請求しなければならない。
- 4 市長は、受託者から提示された前項請求書に基づき、サービス提供に要した経費のうち第4条に該当する経費を支払わなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。